

別記第2号様式

(入 札 の 公 告)

石狩湾新港管理組合告示第20号

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和7年7月8日

石狩湾新港管理組合
管理者 鈴木 直道

1 入札に付する事項

- (1) 工事名称 東地区ふ頭用地造成工事（その3）
- (2) 工事場所 北海道石狩市
- (3) 工事期間 契約締結日の翌日から令和8年3月23日まで
- (4) 工事概要 別途閲覧に供する仕様書、図面による。
- (5) この工事は、競争参加資格確認申請書提出の際に工事施行成績の評定結果等（以下「技術評価項目」という。）を受け付け、適切な施工体制が確保されることの評価（以下「施工体制評価」という。）をし、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する簡易型総合評価落札方式の試行工事である。
- (6) この工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「石狩湾新港管理組合インフラゼロカーボン試行工事」の対象工事である。
受注者は契約後、当該工事において、カーボンニュートラルに資する取組を発注者に提案し取組を実施することができる。
この試行に係る費用については、原則、受注者の負担とする。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は単体企業又は経常建設工事共同企業体であって、単体企業の要件は(1)、経常建設工事共同企業体の要件は(2)とする。

(1) 単体企業の主な要件

- ア 発注工事の対応する令和7年度に有効な石狩湾新港管理組合の競争入札参加資格のうち鋼橋上部工事の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。
- イ 入札参加資格審査申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、石狩湾新港管理組合の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ウ 暴力団関係事業者等であることにより、北海道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- エ 削除

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の石狩湾新港管理組合競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

カ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者又は同法第3条第1項第1号に規定する一般建設業者であること。

キ 北海道内に、建設業法第3条第1項に規定する営業所を有すること。

ク 過去15年間（平成22年度以降）に、本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事を元請として施工した実績を有すること。

なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。

ケ 次の要件を満たす者を監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）として工事に専任で配置すること。ただし、建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける監理技術者等又は同項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例の場合の監理技術者等」という。）の配置を行う場合若しくは同法第26条の5第1項の規定の適用を受ける監理技術者等（以下「営業所特例の場合の監理技術者等」という。）の配置を行う場合は、専任を要しない。

(ア) 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有していること。

(イ) 入札参加資格審査申請書等の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。ただし、合併又は営業譲渡等があった場合は、この限りではない。

コ 上記ケただし書きにおける専任特例の場合の監理技術者等の配置を行う場合は、次の(ア)又は(イ)の要件及び(ウ)～(エ)の要件を満たしていること。

(ア) 建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける監理技術者等を配置する場合は、次の要件を全て満たしていること。

a 本工事及び他の工事それぞれの請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。

b 本工事現場と他の工事現場との間（以下、「工事現場間」という。）の距離が、同一の監理技術者等がその一日の勤務時間内に巡回可能であり、かつ、工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、工事現場間の片道の移動時間がおおむね2時間以内であること。

c 入札参加者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。

d 本工事に配置する監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を本工事に置くこと。

なお、本工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、連絡員は、本工事と同種の工事に関する実務の経験を一年以上有する者であること。

e 本工事現場の施工体制を監理技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じること。

なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認でき

るものであること。

- f 次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、各工事現場に備え置くこと。
 - (a) 建設業者の名称及び所在地
 - (b) 監理技術者等の氏名
 - (c) 監理技術者等の一日あたりの労働時間のうち労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条第1項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績
 - (d) 本工事に係る次の事項
 - i 工事の名称及び工事現場の所在地
 - ii 工事の内容（建設業法別表1上段の建設工事の種類）
 - iii 工事の請負代金の額
 - iv 工事現場間の移動時間
 - v 下請次数
 - vi 連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験（実務の経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載）
 - vii 施工体制を把握するための情報通信技術
 - viii 現場状況を把握するための情報通信機器
 - g 監理技術者等が、本工事現場以外の場所から本工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されること。
 - h 監理技術者を設置する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けており、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講していること。
- (イ) 建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者を配置する場合は、次の要件を全て満たしていること。
 - a 建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を工事に専任で配置すること。
 - b 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。
なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例の場合の監理技術者等に求める技術検定種目と同じであること。
 - c 監理技術者補佐は、競争参加資格確認申請書等の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。ただし、合併又は事業譲渡等があった場合は、この限りではない。
 - d 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - e 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
 - f 監理技術者が兼任できる工事は、石狩振興局及び後志総合振興局管内の工事でなければならない。
- (ウ) 同一の専任特例の場合の監理技術者等を配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設

業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。

(I) 専任特例の場合の監理技術者等は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

サ 上記ケただし書きにおける営業所特例の場合の監理技術者等の配置を行う場合は、次の(ア)～(ウ)の要件のいずれかを満たしていること。

(ア) 監理技術者等を専任で配置する必要がある工事は、以下の全てを満たすこと。

a 特定営業所技術者若しくは営業所技術者（以下、「営業所技術者等」という。）が置かれている営業所において請負契約が締結された工事であること。

b 兼務する工事の数は、1を超えないこと。

c 本工事の請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。

d 営業所から本工事現場の距離が、同一の営業所技術者等がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ本工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、本工事現場と営業所との間の片道の移動時間がおおむね2時間以内であること。

e 入札参加者が注文者となる下請契約から数えて、下請次数が3を超えないこと。

f 本工事に配置される営業所技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を本工事に置くこと。

なお、本工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、連絡員は、本工事と同種の工事に関する実務の経験を一年以上有する者であること。

g 本工事現場の施工体制を営業所技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じること。なお情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとする。

h 次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、本工事現場に備え置くこと。

(a) 建設業者の名称及び所在地

(b) 営業所技術者等の氏名及びこれらの者の置かれている営業所の名称

(c) 営業所技術者等の一日あたりの労働時間のうち労働基準法第三十二条第一項の労働時間を超えるものの見込み及び当該労働時間の実績

(d) 本工事に係る次の事項

i 工事の名称並びに契約を締結した営業所及び工事現場の所在地

ii 工事の内容

iii 工事の請負代金の額

iv 営業所から本工事現場への移動時間

v 下請次数

vi 連絡員の氏名、所属会社及び工事に関する実務の経験の内容

vii 施工体制を把握するための情報通信技術

viii 現場状況を把握するための情報通信機器

- i 営業所技術者等が、本工事現場以外の場所から本工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されること。
- j 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- k 営業所特例の場合の監理技術者等は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- l 監理技術者資格者証の交付を受けており、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講していること。

(イ) 監理技術者等を専任で配置する必要がない工事（営業所と工事現場が近接している場合）（平成15年4月21日付国総建第18号）は、以下の全てを満たすこと。

- a 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された工事であること。
- b 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。
- c 営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
- d 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(ウ) 監理技術者等を専任で配置する必要がない工事（上記(イ)の場合以外）は、上記(ア)の要件を全て満たすこと。

シ 専任特例の場合の監理技術者等を活用する場合は営業所特例の場合の監理技術者等を活用できず、営業所特例の場合の監理技術者等を活用する場合にあっても、上記コ(ア)～(ウ)の併用はできない。

ス 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

セ 本工事に係る設計業務等の受託者ではないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

ソ 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（当該基準に該当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、セ及びソにおける資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。

また、当該関係がある場合に、入札参加資格申請を取り下げる者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、建設工事競争入札心得第4条第2項に該当しない。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

- a 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子

会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

a 一方の会社の取締役等（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社（会社法第2条第1項第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役をいう。以下同じ。）が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合

b 一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
タ その他本工事の実施にあたり特段に必要な資格等の要件がある場合は、別記（「2 入札に参加する者に必要な資格」の説明）に別途記載する。

(2) 経常建設共同企業体の要件

ア 共同企業体は、石狩湾新港管理組合における鋼橋上部工事の競争入札参加資格を有しており、かつ、(1)のイ及びスの要件を満たしていること

イ 構成員の数は、2社又は3社であること。

ウ 構成員は、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が2年以上の単体企業又は協業組合であること。

エ 構成員は、(1)のアからウまで、オ及びカ、クからシまで、セからタの要件を全て満たしていること。

また、(1)のク及びタの要件については、構成員の1社以上がその要件を満たしていることとし、(1)のケ、コ及びサの要件については、工事1件の請負代金額が建設業法施行令第27条第1項に定める金額の3倍未満であり、他の構成員のいずれかが技術者を専任で配置する場合において、残りの構成員は技術者を兼任で配置できることとする。

オ 削除

カ 構成員は、石狩湾新港管理組合における鋼橋上部工事の競争入札参加資格を有し、全てが北海道内に、建設業法第3条第1項に規定する営業所を有すること。

キ 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。

ク 削除

ケ 本工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、単体企業、他の共同企業体の構成員又は協同組合等の構成員として参加する者でないこと。

コ その他本工事の実施にあたり特段に必要な資格等の要件がある場合は、別記（「2 入札に参加する者に必要な資格」の説明）に別途記載する。

3 入札参加資格審査申請書等の提出期間等

(1) 申請書

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

ア 類似工事施工実績調書

イ 類似工事施工実績を証明する書面（工事实績証明書又はこれに代わる書面（契約書等の写し）。共同企業体での実績の場合は、共同企業体協定書及び共同企業体付属協定書の写し）

ウ 技術評価項目申請書

エ 特定関係調書（当該調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜持参により提出すること。）

オ 契約締結予定日において有効な経営事項審査結果（総合評定値通知書）の写し（有効期限切れ等により最新の審査基準日に係る経営事項審査を申請中の場合は、受理済みの経営事項審査申請書の写し）

カ 返信用封筒（簡易書留料金分の切手を貼付すること。）

キ その他支出負担行為担当者が必要と認めた書類（別記の「『3 入札参加資格審査申請』の説明」に別途記載する。）

(2) 技術評価項目の内容

技術評価項目の内容は、別添「落札者決定基準」に定める内容とする。

(3) 提出期間

令和7年7月8日（火）から令和7年8月5日（火）（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。

(4) 提出場所

北海道石狩市新港南2丁目725-1
石狩湾新港管理組合総務部総務グループ

(5) 提出方法

持参又は送付により提出すること。

(6) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

エ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

オ 経常建設共同企業体による入札参加希望者のうち、石狩湾新港管理組合における令和7年度の経常建設共同企業体の入札参加資格を有していない者は、これに係る審査申請を、本工事の入札参加資格審査申請と同時に行うことを認めるが、令和7年7月22日（火）までに申請すること。

4 入札参加資格の審査

(1) 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2に規定する制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和7年8月7日

(木)までに書面により通知する。

(2) 技術評価項目の採否に関する審査

(1)による審査の結果、入札参加資格を有すると認められた者の提出した技術評価項目の技術審査を行い、その採否の結果を令和7年8月7日(木)までに書面により通知する。

5 入札参加資格がないと認められた者等に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者又は技術評価項目を採用しないと認められた者は、その理由について、令和7年8月14日(木)までに書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参又は送付すること。

北海道石狩市新港南2丁目725-1

石狩湾新港管理組合総務部総務グループ

(2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

6 契約条項を示す場所

北海道石狩市新港南2丁目725-1

石狩湾新港管理組合総務部総務グループ

7 入札書の提出方法等

(1) 入札書の提出方法

入札書は、郵送又は持参により紙により提出しなければならない。

なお、再度入札の場合においても同様とする。

(2) 入札書の提出期間等

令和7年8月7日(木)9時00分から令和7年8月26日(火)9時00分まで

なお、支出負担行為担当者により、競争入札参加資格があることが確認された旨の制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを併せて提出すること。

なお、送付による場合は、工事費内訳書(以下「内訳書」という。)を同封し、封筒に「東地区ふ頭用地造成工事(その3)入札書等」と朱書きの上、必着とすること。

(3) 初度の入札書提出時に内訳書を持参し、提出すること。

なお、内訳書の提出がない場合や、内訳書の内容を確認する入札において、内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。

さらに、公共工事の品質確保のための重点的な監督業務の実施等の該当工事となった場合、落札者に内訳書における施工体制及び安全衛生管理体制に係る積算内容を確認するための詳細な内訳書(施工体制に係る積算内訳説明書)の提出を求めることがあるので、これを承知すること。

(4) 入札場所

北海道石狩市新港南2丁目725-1

石狩湾新港管理組合小会議室

(5) 入札日時

令和7年8月26日（火） 9時30分

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他管理者が確実と認める担保を提供すること。ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約金額の100分の30に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。

なお、財務規則第118条の定めるところより契約保証金の納付を免除された者は、この限りではない。

また、契約を締結する者が共同企業体の場合は、契約保証金は、免除する。ただし、その者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

9 制限付一般競争入札参加資格審査申請書用紙の交付に関する事項

制限付一般競争入札参加資格審査申請書用紙は次のとおり交付する。

(1) 交付期間

令和7年7月8日（火）から令和7年8月5日（火）（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。ただし、インターネットによる場合は、令和7年7月8日（火）から令和7年8月5日（火）午後5時まで（日曜日、土曜日及び休日を含む。）とする。

(2) 交付場所

北海道石狩市新港南2丁目725-1

石狩湾新港管理組合総務部総務グループ

また、インターネットによる場合は、次のとおりとする。ただし、インターネットによる交付を行うことができない書類については、交付場所で直接行うものとする。

「石狩湾新港管理組合の入札工事情報サイト」http://www.ishikari-bay-newport.jp/business/b_nyusatsu.html

(3) 交付方法

直接交付又はインターネットによる交付とし、送付又はファクシミリでは行わない。

(4) 費用

無料とする。

10 送付による入札

認める。ただし、電子メールまたはファクシミリによるものは受け付けない。

11 落札者の決定方法

(1) 入札参加希望者は、価格及び技術評価項目により入札し、入札価格が、予定価格

の制限の範囲内である者のうち、政令第167条の10の2第2項に規定する場合を除き、別添「落札者決定基準」において示す総合評価の方法及び落札者の決定方法により得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(2) 開札後、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者及びその入札価格を通知する。

また、落札者については、後日決定し、当該落札者及びその他の入札者に対して郵送により通知する。

(3) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

12 総合評価の方法

(1) 総合評価は、別添「落札者決定基準」において定める方法により行う。

(2) 施行体制評価の実施にあたり、「施工体制評価に係る積算内訳説明書」（以下「積算内訳説明書」という。）の提出依頼があった場合は、依頼のあった日を含め2日以内（休日等を含まない。）に提出すること。

また、支出負担行為担当者が、ヒアリングを行う必要があると認めた場合は、別途、対面により行うこととする。

積算内訳説明書提出の際の場所及び期限

提出場所 北海道石狩市新港南2丁目725-1

石狩湾新港管理組合総務部総務グループ

提出期限 令和7年9月1日（月）午後1時

13 落札者と契約を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより石狩湾新港管理組合が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができる。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

14 契約書作成の要否

必要とする。

15 予定価格等

(1) 予定価格 事後公表とする。

(2) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格及び失格基準価格設定している。

16 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

(1) 設計図書等は、閲覧期間中、次の閲覧場所において閲覧ができるほか、入札参加資格審査申請の用に供する場合に限り、閲覧期間中に設計図書等を複写することができる。

ア 閲覧期間

令和7年7月8日（火）から令和7年8月25日（月）（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。

イ 閲覧場所

北海道石狩市新港南 2 丁目 725-1

石狩湾新港管理組合閲覧室

- (2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。

ア 受付期間

令和 7 年 7 月 8 日(火)から令和 7 年 8 月 18 日(月) (日曜日、土曜日及び休日を除く。)の毎日午前 9 時から午後 5 時まで。

イ 受付場所

北海道石狩市新港南 2 丁目 725-1

石狩湾新港管理組合総務部総務グループ

- (3) 質問に対する回答は、書面により回答するものとし、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和 7 年 7 月 8 日(火)から令和 7 年 8 月 25 日(月) (日曜日、土曜日及び休日を除く。)の毎日午前 9 時から午後 5 時まで。

イ 閲覧場所

北海道石狩市新港南 2 丁目 725-1

石狩湾新港管理組合閲覧室

17 支払条件

(1) 前金払

契約金額の 4 割に相当する額以内とする。ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、2 割に相当する額以内とする。

(2) 中間前金払

契約金額の 2 割に相当する額以内とする。

なお、本事項及び(3)の事項については、契約締結時にいずれかを選択の上、契約書を作成するものとし、契約締結後の変更は認めない。

(3) 部分払

2 回とする。ただし、軽微な設計変更に伴い生じた新工種に係る出来形部分等に対応する請負代金相当額は、当該設計変更に伴う請負代金額の変更が確定するまでの間は部分払額の算出基礎に算入しない。

18 その他

(1) 削除

(2) 入札の執行回数は原則 2 回までとする。

(3) 入札の無効

ア 開札の時(落札者の決定前まで)において、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第 101 条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 「積算内訳説明書」の提出依頼があった場合、期限内(2 日間)に提出しない者の入札は、無効とする。

(4) 入札手続きの取消し

落札者の決定後において、支出負担行為担当者が入札の公正性が確保できないと

認めるときは、入札手続き全体を取り消すことがある。

(5) 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(7) 削除

(8) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 石狩湾新港管理組合総務部総務グループ
(電話番号0133-64-6661)

イ 所在地 北海道石狩市新港南2丁目725-1

(9) 技術評価項目の申請内容を適正と認め、工事施工においてこれを採用した場合においても、当該技術評価項目に係る部分の工事に関する落札者の責任は軽減されるものではない。

また、技術評価項目の内容を履行できなかった場合において、再度の施工が困難であるとき、あるいは合理的でないときは、契約金額の減額、損害賠償、工事施行成績評定の減点等を行うものとする。

(10) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(11) この入札の執行は、公開する。

(12) 入札参加者に対する評価結果の説明

ア 入札参加者は、評価結果の理由について、落札者等の通知の日の翌日から起算して5日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）以内に書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参又は送付すること。

北海道石狩市新港南2丁目725-1

石狩湾新港管理組合総務部総務グループ

イ 評価結果の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

(13) 「積算内訳説明書」を提出した者が低入札価格調査の対象となった場合、入札価格内訳書に代えて積算内訳説明書を用いて調査を行うものとする。

(14) ペナルティ

受注者の責により、技術評価項目の内容を履行できない場合は、別添「落札者決定基準」の定めるところにより工事施行成績評定点を減点するものとする。

(15) 契約の相手方が、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規

定による流動資産担保保険に係る融資保証制度又は金融機関等による売掛債権の買取りを工事完成検査合格後に利用しようとする場合又は「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成11年1月28日付け建設省経振発第8号）による下請セーフティネット債務保証事業若しくは「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国土交通省国総建第197号、国総建整第154号）による地域建設業経営強化融資保証制度を利用する場合において、契約の相手方が工事請負代金の支払請求権について、債権譲渡承諾依頼書を石狩湾新港管理組合に提出し、石狩湾新港管理組合が適当と認めたときは当該債権譲渡をすることができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、石狩湾新港管理組合が指定する様式により依頼すること。

- (16) この公告に定めるもののほか、落札者決定基準を、本入札の公告の一部を構成するものとして定めているので、これを承知すること。
- (17) この公告のほか、入札に参加する者は、別紙の建設工事競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。
- (18) 公告の内容に関し不明な点は、石狩湾新港管理組合総務部総務グループ（電話番号0133-64-6661）に照会すること。

【入札の公告別記説明】

「2 入札に参加する者に必要な資格」の説明

2の(1)のア
本工事に対応する建設業の種類は、当該許可をもって入札参加資格を得た鋼構造物工事業です。

2の(1)のク
本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事は、次のとおりです。
国、地方公共団体、建設業法施行令第45条に規定する公共法人、建設業法施行規則第18条に定める法人が発注した工事で、「鋼構造物（鋼矢板、鋼橋上部工等）製作」の施工実績

2の(1)のケ及びコ
(7) 国家資格を有する主任技術者とは、1級土木施工管理技士又は技術士（建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。））の資格を有する者です。
また、これと同等以上の資格を有する者とは、建設業法第15条第2号ハの規定に該当する者（土木技術者に限る。）です。
ただし、共同企業体の場合は、構成員のいずれか1社が上記の資格を有する者を配置することとし、その他の構成員については、2級土木施工管理技士（種別を「土木」に限る。）を主任技術者とすることができます。
(イ) 監理技術者は、(7)の要件を満たし、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者の資格を有する者です。
(ウ) 監理技術者補佐は、(イ)の要件を満たす者又は1級土木施工管理技士補以上の資格を有する者であり、監理技術者の職務を補佐する者です。

2の(1)のセ
本工事に係る設計業務等の受託者は、北日本港湾コンサルタント株式会社です。

2の(1)のタ及び(2)のコ
道内に鋼構造物製作実績のある工場を有すること。

「3 入札参加資格審査申請」の説明

3の(1)のイ
類似工事施工実績を証明する書面として次のいずれかの書類を添付してください。
(7) 契約書の写し（変更契約を含む。）及び設計書の写し（設計変更があった場合は最終のもの。表紙及び類似工事施工実績調書の工事概要欄に記載した内容を確認できる部分。）
なお、共同企業体での実績の場合は共同企業体協定書及び付属協定書の写しも添付してください。
(イ) CORINS登録の写し（類似工事实績で求めている項目が確認できる場合に限る。）
(ウ) 工事实績証明書（類似工事实績で求めている項目が確認できる場合に限る。）

3の(1)のキ
道内に鋼構造物製作実績のある工場を有することを証する書面を添付してください。